

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例

昭和41年10月13日
条例第49号

改正 平成22年3月18日条例第12号 令和6年3月21日条例第20号

「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例」をここに公布する。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。） 第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、公衆浴場の設置の場所の配置の基準並びに浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が講じなければならない公衆浴場についての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀（以下「衛生等」という。）に必要な措置の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「普通公衆浴場」とは、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。

全部改正〔平成22年条例12号〕

(配置場所の配置の基準)

第3条 新たに設置する普通公衆浴場（温泉法（昭和23年法律第125号） 第2条第1項に規定する温泉を使用するものを除く。以下この条において同じ。）の設置の場所は、既設の普通公衆浴場の浴場本屋の外壁と当該設置しようとする普通公衆浴場の浴場本屋の外壁との最短直線距離が350メートル以上有するものでなければならない。ただし、公衆衛生上特に必要があるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

2 法第2条第1項の規定により許可を受けた公衆浴場のうち、普通公衆浴場以外の公衆浴場（次条において「他の公衆浴場」という。）を普通公衆浴場に変更しようとするときは、前項の規定によるものとする。

一部改正〔平成22年条例12号〕

(衛生等の措置の基準)

第4条 普通公衆浴場並びにその他の公衆浴場のうち次項及び第3項に規定するもの以外のものの衛生等の措置の基準は、別表第1のとおりとする。

2 その他の公衆浴場のうち入浴設備を有する個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものの衛生等の措置の基準は、別表第2のとおりとする。

3 その他の公衆浴場のうち前項に規定するもの以外のもので、その主たる入浴設備が蒸気、熱気、砂その他湯水以外のもの（別表第3において「蒸気等」という。）によるものであるものの衛生等の措置の基準は、別表第3のとおりとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、公衆衛生上及び風紀上支障がないものとして規則で定める場合は、普通公衆浴場並びに第1項及び前項に規定するその他の公衆浴場の営業者は、当該基準によらないことができる。

全部改正〔平成22年条例12号〕

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(公衆浴場法施行条例の廃止)

2 公衆浴場法施行条例（昭和23年長野県条例第105号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(衛生等の措置の基準の経過処置)

3 この条例施行の際、現に法第2条第1項の規定により許可を受けている営業者が講じなければならない公衆浴場の衛生等の措置の基準は、この条例第4条の規定にかかわらず、昭和42年10月31日までの間は、旧条例第2条から第8条までの規定によることができる。

附 則（平成22年3月18日条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により許可を受けて浴場業を営んでいる者がその際その営業の用に供している公衆浴場又は同項の許可を申請している者でこの条例の施行の日以後に当該申請に係る許可を受けたものの当該許可に係る公衆浴場の構造設備でこの条例による改正後の公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表第1の1の(7)から(11)まで及び別表第3の1の(3)（新条例別表第1の1の(7)から(11)までに係る部分に限る。）の規定に適合しないものについては、当該構造設備を変更するまでの間、当該構造設備に係る規定は適用しない。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則（令和6年3月21日条例第20号）

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(別表第1) (第4条関係)

1 構造設備

(1) 入浴施設内の換気、採光及び照明を十分に行うことができる構造又は設備を有すること。

(2) 入浴者の衣類、下足その他携帯品を各人ごとに保管することができる設備を設けること。

(3) 脱衣室、浴室及び屋外の浴槽は、男女を区別し、その境界には隔壁を設けて、相互に、かつ、外部から見通すことのできない構造であること。

(4) 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の湯栓及び水栓を設けること。

(5) 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の洗いおけ及び腰掛けを備えること。

(6) 洗い場及びその排水溝は、汚水を滞留させない構造であること。

(7) ろ過器を設置して浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を循環させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。

- ア ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、当該ろ過器を使用する浴槽の容量以上であること。
- イ ろ過器は、逆洗浄その他の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。
- ウ ろ過器の前に集毛器を設けること。
- エ 浴槽における原湯（浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）及び原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）の注入口は、循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- オ 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
- カ 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること。
- (8) 回収槽（浴槽からあふれた湯水を貯留する槽をいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、回収槽内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、回収槽の位置又は構造が内部の清掃を容易に行えるものとなっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を消毒することができる設備が備えられている場合は、この限りでない。
- (9) 打たせ湯又はシャワーを設置する場合にあっては、原湯又は原水のみを用いる構造であること。
- (10) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる装置（以下「気泡発生装置等」という。）を備える場合にあっては、空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- (11) 屋外に浴槽を設置する場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水に混入しない構造であること。
- (12) 浴槽には、入浴者の見やすい場所に温度計を備えること。
- (13) 脱衣室又は浴室の入浴者の利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設けること。
- (14) 入浴者用便所は、男女それぞれの脱衣室等入浴者の利用しやすい場所にそれぞれ設け、流水式手洗い設備を備えること。
- ## 2 衛生管理等
- (1) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、休憩室、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日1回以上清掃し、常に清潔を保つこと。
- (2) 脱衣室及び便所は、毎月1回以上消毒すること。
- (3) 脱衣室、浴室その他入浴者が直接利用する場所は、換気を十分に行うこと。
- (4) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、休憩室その他入浴者が直接利用する場所は、十分な照度を保つこと。
- (5) 水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。）及び上り用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。）並びに浴槽水は、次に掲げるところにより規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
- ア 規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を記録し、これを当該水質検査の日から3年間保存すること。

イ アの規定による水質検査の結果、レジオネラ属菌について規則で定める基準に適合していないときは、遅滞なくその旨を知事に届け出ること。

- (6) 定期的に貯湯槽（原湯を貯留する槽をいう。）の生物膜（微生物の増殖等により形成される膜をいう。）の状況を監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- (7) 浴槽は、原湯又は十分にろ過した湯水を供給することにより、常に満水に保つこと。
- (8) 浴槽は、毎日1回以上（ろ過器を使用する浴槽にあっては、毎週1回以上）完全に浴槽水を入れ換え、清掃すること。
- (9) 浴槽水は、営業時間中常に適温に保つこと。
- (10) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度について頻繁に測定を行い1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下に保つように管理するとともに、当該測定の結果を記録し、これを当該測定の日から3年間保存すること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は塩素系薬剤以外の消毒方法を使用する場合であってレジオネラ属菌が繁殖しないよう適切な衛生措置を行うものと知事が認めたときは、この限りでない。
- (11) ロ過器は、毎週1回以上、逆洗浄する等適切な方法によりごみ、汚泥等を排出するとともに、循環配管と併せて適切な方法で消毒すること。
- (12) 集毛器は、毎日清掃すること。
- (13) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- (14) 調整箱（洗い場の湯栓又はシャワーへ送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。）は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
- (15) 回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽内を頻繁に清掃し、及び消毒し、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように湯水を塩素系薬剤等で消毒する場合は、この限りでない。
- (16) 気泡発生装置等は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。
- (17) 飲料水を供給する設備には、飲用に適する旨を表示すること。
- (18) 飲料水に井戸水等水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適するものを用いること。
- (19) 7歳以上の男女の混浴をさせないこと。
- (20) 浴槽内へのタオル類の持込み及び浴室での洗濯をさせないこと。
- (21) 大声又は騒音を発する等他の入浴者に迷惑を及ぼす行為をさせないこと。
- (22) 入浴者にタオル類、くし又はヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとし、かみそりを貸与する場合は、新しいものとすること。
- (23) 善良の風俗を害するおそれのある文書、広告、絵画、写真、装飾品等の物品を掲げ、又は備えないこと。

全部改正〔平成22年条例12号〕、一部改正〔令和6年条例20号〕

(別表第2) (第4条関係)

1 構造設備

- (1) 個室内には、適当な脱衣場所及び入浴者の衣類その他携帯品を保管することができる設備を設けること。
- (2) 個室の有効面積は、おおむね8.25平方メートル以上とすること。
- (3) 個室の出入口は、幅0.9メートル以上、高さ1.8メートル以上とし、出入口の扉等は、適当な位置に内部を見通すことのできる窓を設け、かぎを付けないこと。
- (4) 個室の照明は、一つのスイッチで全部を点滅できる装置とすること。

- (5) 待合室は、適當な広さのものを設けること。
- (6) 入浴者用便所は、入浴者の用に供する個室がある階ごとに、男女を区別して設け、流水式手洗い設備を備えること。
- (7) 別表第1の1の(1)、(6)及び(13)に掲げる基準に適合すること。

2 衛生管理等

- (1) 浴槽は、使用の都度完全に浴槽水を入れ換え、清掃すること。
- (2) 個室内には、入浴に必要でないものを置かないこと。
- (3) 出入口の扉等に設置した窓からの個室の内部の見通しを妨げないこと。
- (4) 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。
- (5) 別表第1の2の(1)から(4)まで、(5)(浴槽水に係る部分を除く。)、(6)、(14)、(17)、(18)、(22)及び(23)に掲げる基準に適合すること。

全部改正〔平成22年条例12号〕

(別表第3) (第4条関係)

1 構造設備

- (1) 浴室内には、浴槽又は湯及び水が出るシャワーを設けること。
- (2) 蒸気等の温度を明示するための温度計を入浴者の見やすい場所に設けること。
- (3) 別表第1の1の(1)から(3)まで、(6)から(11)まで、(13)及び(14)に掲げる基準に適合すること。

2 衛生管理等

- 別表第1の2の(1)から(6)まで、(8)及び(10)から(23)までに掲げる基準に適合すること。

追加〔平成22年条例12号〕